

令和3年（ネ）第165号 福島原発被害損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（第一審原告） 伊東達也 外1271名

控訴人（第一審原告） 酒井美幸 外29名

被控訴人（第一審原告） 鹿目晴美 外168名

被控訴人兼控訴人（第一審被告） 東京電力ホールディングス(株) 外1名











### 準備書面（控訴審10）

### （東電控訴審準備書面（3）への反論）

2022（令和4）年11月15日

仙台高等裁判所第2民事部 御 中

第一審原告ら代理人

	弁護士	小	野	寺	利	孝		代
同	弁護士	広	田		次	男		代
同	弁護士	鈴	木		堯	博		代
同	弁護士	渡	辺		淑	彦		代
同	弁護士	米	倉			勉		代
同	弁護士	笹	山		尚	人		代
同	弁護士	坂	田		洋	介		代
同	弁護士	吉	田		梯	一		代
同	弁護士	市	野		綾	子		代
						外		代

第1 1 に対し

1. 原判決は、「放射線被ばくによる健康リスク」を損害発生指標として重視し過ぎていると主張したのは、原判決の以下の事実認定からも明らかである。
  - (1) すなわち、原判決は、「3月31日時点でも、いわき市内に毎時 $1\mu\text{Sv}$ を超える地点があり、その状況が継続しており、合理的と考えられる放射線被ばくによる健康被害への不安や恐怖は継続していたものと評価できる」が、「3月終わり頃又は4月頃以降は、市民生活の混乱状況や放射線被ばくによる健康被害への不安を覚える状況は、徐々に収まっていった状況がうかがわれる」「いわき市は、本件事故が発生した3月にはかなり社会的に混乱した状況となるとともに、一定程度の放射線被ばくによる健康被害の不安、恐怖を抱くことが当然の状況となっていたが、4月以降徐々に回復し、もとより本件事故の影響が、4月22日の屋内退避区域の解除により直ちに完全に解消されたとはいえないが、ある程度社会的混乱が収まり、放射線被ばくによる健康リスク自体も同様であって、日常生活を回復していく状況にあったものと評価できる」、「平成23年5月以降のいわき市の空間線量率の推移、状況等に照らせば、いわき市内の屋内退避区域以外について放射線被ばくによる健康リスクはほぼ認められず、屋内退避区域であっても除染が進み、少なくとも、居住圏や人が通常活動する生活圏エリアでの放射線被ばくによる健康リスクが認められる状況にはなく、先に述べた指標（子供・妊婦などについて屋外の空間放射線量毎時 $1\mu\text{Sv}$ 、その他の成人について同 $3.8\mu\text{Sv}$ ）に照らし、放射線被ばくによる健康リスクを危惧することが合理的であるという状況はおおむね解消されていたことが認められる」などと事実認定している。
  - (2) この事実認定のもと、事故直後（平成23年3、4月）について12万円（月6万円×2か月）の慰謝料を認め、また、平成23年9月末までの10

万円（月2万円×5か月）の慰謝料を認めたと過ぎない。合計で22万円であるが、中間指針第一次追補による8万円を控除すると、14万円の追加的な慰謝料を認めたと過ぎない。

- (3) このような事実認定に対し、控訴人らは、「放射線被ばくによる健康リスク」を損害発生指標として重視し過ぎていると主張したのである。
2. 放射性物質による被害は、その影響・リスクについての定説もなければ、日常生活の中で放射性物質を測定することも難しく、その影響は長年の疫学的調査により判明するかもしれないという特徴を有した被害である。そうであるとすれば、放射性物質による損害は、健康侵害や健康に対するリスクそのものとするのは困難であり、放射線被ばくに対する恐怖ないし不安に起因するものと考えざるを得ない。

東電は、「客観的・科学的根拠の有無に依拠するのは当然」と主張するが、①放射能被害（とりわけ低線量被ばくによる）についての科学的知見の不確実さが残り、②「専門家」と言われる人々の安全に対する見解が分かれ、③政府等の公的機関や「専門家」「科学者」に対する国民の信頼が揺らいでいる中で、「客観的・科学的根拠」を求めても無理がある。すなわち、放射線の危険性に関する情報が混乱している中で、「科学的合理性」を求めるのは困難であって、当時の状況に照らし、通常人ないし一般人であれば、危険であり、不安と感ずるか否かという「社会的合理性」が存在したかで判断されなければならないはずである。

そして、以下の事実は、通常人ないし一般人の感覚に照らせば、十分に危険であり、不安と感ずる事実である。

3. この点、福島大学の筒井教授は、行動免疫システム、すなわち、ヒトは健康を害する可能性のある毒物や化学物質から行動的に忌避するメカニズムを生得的に有している旨を指摘されており、原発事故という未曾有の事態にあたり、不安を感じ、それを避けようとするのは、極めて合

理的かつ科学的な事象である（甲 A662-1・意見書）。また、伊藤浩志氏は、その著書「復興ストレス」（甲 A300）において、不安は、脳内にある扁桃体の情動反応であって、素早く危険を察知して未然に回避する人の能力であり、これは、生命を維持するために獲得した生物の本能とも言えるものであると指摘している。さらに、心理学者の中谷地教授は、リスク認知論の観点から、放射性物質は、恐ろしさ因子（致命的、世界規模の惨事をもたらす潜在力、制御困難、将来世代への悪影響の懸念など）と、未知性因子（晩発的影響、外部から観察困難、本人にも感知できず、科学的によく分かっていないなど）が人に恐怖を感じさせるが、放射性物質は、双方の要件を満たし、恐怖を感じるのは当然であるとの指摘をしている（準備書面 34 参照）。仮に低線量であっても、放射性物質に対する住民の不安が継続するのは当然のことである。

## 第1 2 に対し

### (1) 母乳からの放射性物質の検出の報道について

福島県内の母親の母乳から、放射性物質が検出されたとの結果が、福島県内で乳幼児を育てることや、子どもを産むこと自体に対し、強い不安を生じさせたことは間違いない。

例えば、平成23年6月7日に国立保健医療科学院より発表された「母乳中の放射性物質の濃度等に関する調査について」によれば、東北・関東地域の108人の母親の母乳中の放射性物質の濃度を測定した結果、福島県内の7人の母親の母乳から放射性セシウムが検出された（甲 A708 の1）。他方、福島県以外の101人の母親の母乳からは放射性ヨウ素・放射性セシウムともに全員検出されなかったのである。

検出された7人中、2人はいわき市の母親であった。乳幼児にとって不可欠な母乳から放射性物質が検出された、しかも、いわき市の母親から検

出されたという事実は、どんなに微量であると言われても、強い不安になるのは、一般人・通常人の感覚に照らして当然であろう。専門家や科学に対する信頼が大きく揺らいでいる社会情勢の中で、福島県内、いわき市の母親に大きな不安を生じさせたことは間違いない。

このような不安の現れの一つとして、福島県の出生率は、平成 24 年に大きく減少している（甲 A708 の 2、107 頁。平成 24 年の出生数は、対前年比  $\Delta 11.79\%$  と減少幅が拡大した。）。福島県では、子どもが欲しくても、胎児への影響を恐れ、平成 23 年には子作りを中断した家族が多く見られたと言って良いであろう。この傾向は、いわき市においても同様であり、いわき市においては、平成 24 年度の出生率は大きく減少している（甲 A708 の 3、9 頁）。

## (2) 子どもの尿から放射性物質の検出

同様に、子どもの尿から放射性物質が検出されたという事実自体が衝撃的な事実であり、子育て中の家族に大きな不安を与えたことは間違いない。仮に、少量であっても、子どもの健康に対する不安は間違いなく生じた。

セシウム 134 とセシウム 137 は自然界には存在しない物質であって、尿から検出されたということは、呼吸や食物摂取などを通じて子供たちの体内に入った、すなわち、多少なりとも内部被ばくがあったことを意味するのであり、子どもを持つ親らに強い不安が生ずるのは当然である。

## (3) ホットスポットの存在（除染が完了するまでの一定の時間を要したこと）

子どもの生活環境（保育・教育施設）について、いわき市の除染の進捗よく状況であるが、①平成 23(2011)年度は、全施設の清掃・洗浄作業に加え、保育・教育施設は緊急的に園庭・校庭などの四隅および中央の 5 地点における放射線量の平均値が、毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の施設を対象に、園庭・校庭の表土除去などの除染をおこなった。次に、②平成 24(2012)年度は、学校等敷地内の任意の 5 地点における放射線量の平均値

が、毎時 0.23 マイクロシーベルト以上となった施設について除染を実施した。そして、子どもの生活環境（保育・教育施設）についての除染が完了したのは平成 25(2013)年度末であった。

都市公園については、①平成 23(2011)年度は都市公園のモニタリング調査を実施し、放射線量の高い公園の除染を優先に実施、②平成 24(2012)年度には、いわき市が管理するすべての公園でモニタリングを行い、比較的放射線量が高かった四倉、久之浜・大久地区における 10 公園の除染を実施し、平成 25(2013)年 9 月に完了した。

このように、保育施設、教育施設、公園などの「子どもの生活環境」の除染は、最優先に実施したが、いわき市も認めているように、除染実施区域外にある施設や通学路においても、局所的に線量が高い、いわゆるホットスポットが存在した（甲 A708 の 4）。

子どもの生活環境において、未除染状況が続いたことや、ホットスポットの存在は、いわき市民を不安にさせる事実である。

#### (4) 除染の進捗

汚染状況重点調査地域は、関係市町村が除染の計画を策定し除染事業を進める地域として、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき指定されている地域であり、平均的な放射線量が 1 時間当たり 0.23 マイクロシーベルト以上の地域があり、事故由来の放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要とされる地域である。そのような環境の中で生活を送ることについて、各住民が日々不安をもっていたことは間違いのない事実である。いわき市において、面的除染が終了したのは、平成 29 年 11 月のことであった。

#### (5) 安定しない原発が存在している中での不安な生活

この点、いわき市から、東京電力に対しては、廃炉作業への不安が高まっていることについては、何度も、申し入れをしてきたところである（最

近のものでも、甲 A708 の 5)。

「汚染水対策の重要な一角である凍土方式の陸側遮水壁、いわゆる凍土遮水壁においては、これまで東京電力自らが、建屋内の汚染水が外部へ漏れないよう地下水の水位と建屋内の水位は絶対に逆転させてはならないと説明していたにもかかわらず、本年 8 月には水位の逆転事象が発生し、また、そもそも水位計自体に設定のミスがあるなど、自らの説明内容と安全管理体制に大きな乖離があったことは、東京電力の説明内容に対する信頼性を大きく失墜する事象であり、大変遺憾であります。」との指摘、「多核種除去設備で処理した汚染水、いわゆる ALPS 処理水については、これまで『トリチウム以外の放射性核種は除去できている』と繰り返し発信していたにもかかわらず、実際にはそれらが法令で定める告示濃度を上回る濃度で保管されていたことは、東京電力に対する市民の信頼を大きく失墜」との指摘、「先月 13 日に発生した地震の際には、『原子炉格納容器の水位が低下したにも関わらず速やかに公表しなかったこと』や『水位が低下したらどのような影響があるのか市民に対して知らせなかったこと』、更には『地震計が故障していたことを放置し公表しなかったこと』など、原発事故から 10 年が経過し、改めて東京電力の安全意識の希薄化や、通報・公表における問題が明らかとなり、誠に遺憾であります。」などの指摘である。

いわき市長も何度も言及しているように、「最近においても確認不足や初歩的なミス、あるいは品質管理を起因としたトラブルが増加していることから、廃炉作業の安全対策に対する市民の不安感や不信感は消えるどころか徐々に高まってきている」のである。

#### (6) 自主避難実行者

いわき市の自主避難実行者は、平成 26 年 11 月にいわき市から公表された「原子力災害時の避難等に関する市民アンケート調査報告書」で明らかになったことであるが、自分や家族が「自主避難」を実施した世帯は、大

凡6割であり、屋内退避区域ではほぼ全世帯であったことが分かっている（甲 A276、20 頁～）。

ガソリン不足や仕事や家族介護の関係、避難する先も無い人々などは、いわき市に残らざるを得ず、物資不足、水も無い中で、迫りくる放射性物質の恐怖を感じながら生活をせざるを得なかったことは、陳述書や本人尋問の結果でも明らかなことである。

(7) 低線量被ばくの不安の中での生活

いわき市では、放射性物質の拡散による市民への影響を防ぎ市民の不安を解消するため、平成 23 年度より市内全域のモニタリングを行い、保育施設、教育施設及び公園等の子どもの生活環境をはじめ、住宅等の除染を行ってきたが、これに対し、「いわき市は、必ずしも除染作業が必要な地域では無かった」との東京電力の主張は、原発事故の当事者として、あまりに当事者意識に欠ける主張であると言わざるを得ない。

追加被ばく線量を、長期的には年間 1 ミリシーベルト（毎時 0.23 マイクロシーベルト）未満とすることを目標に、除染の優先順位を決め、子どもの生活環境（最優先）とし、住宅等の生活空間、商業施設・事業所等を除染し、平成 29 年 11 月まで除染期間を要したことについて、加害者である東京電力が「必ずしも必要なかった」との主張を維持するのであろうか。

除染は、市民の不安を低減するためには、必要条件の作業であって、最低限の目標として、追加線量が年間 1 ミリシーベルト（毎時 0.23 マイクロシーベルト）未満程度まで線量の低下が実現することで、はじめて安心が得られることは当然のことであろう。

第1 3 に対し（語られにくい滞在者の被害について）

「語られにくい被害」について、東京電力が、「具体的な根拠に基づくものではなく、単なる想像に過ぎない」と主張することは、あまりに、①低



線量放射性物質が、市民の心や市民間の人間関係に、軋轢・分断をもたらすという特徴を有し、そのような軋轢・分断を避けるために、あえて低線量放射性物質に対する自分自身の評価を語らないこと、また、②避難者と受け入れ住民間のあつれきが生じ、社会問題（避難者の流入による人口増加で、交通渋滞や医療施設の混雑、住宅不足など地域での日常生活に様々な支障が出たり、見知らぬ住民の増加によって不安感が高まるなどの問題）に対する無知・無理解を自認するに等しい主張であろう。

#### 第1 4 に対し（未除染下での生活について）

「除染なくして復興なし」と言われているように、除染は、福島復興政策の前提である。2011年に放射性物質汚染対処特措法（以下、除染特措法）が制定され、年間追加被曝線量が1 mSv（空間放射線量が0.23  $\mu$ Sv/h）以上となる地域を除染の対象とし、国が主体となる除染特別地域と、市町村が主体となる汚染状況重点調査地域に分けて実施することとなった。福島県では、除染特別地域は避難指示が発令された11市町村に指定され、汚染状況重点調査地域は41市町村に指定された。いわき市も後者に含まれている。

除染の目的は、単に放射線量の低減のみならず、住民の安心・安全を回復することにあることにあり、除染が終了しなければ、住民の安心・安全を回復することは出来ないことは、当然のことである。

#### 第1 5 に対し（ふるさと損傷（変容）の被害について）

- (1) 東京電力は、ふるさと損傷という被害を否定するが、令和4年3月に最高裁で確定した高裁7判決を分析した結果によれば、精神的慰謝料について、①「避難を余儀なくされたことによる精神的苦痛」②「避難生活に伴う精神的苦痛（又はこれに対応する平穏に生活する利益）」

③「故郷又は生活基盤の変容・喪失に伴う精神的苦痛」④「生命身体を危険に曝されているのではないかという不安による精神的苦痛」に分類して考えることが出来るとしている（甲 A708 の 6）。

(2) そして、中間指針では、故郷喪失、あるいはその生活基盤の変容・喪失に伴う精神的苦痛について、帰還困難区域のみをその賠償の対象としているが、仙台高裁いわき、仙台高裁生業、高松高裁松山の各高裁判決は、故郷あるいは生活基盤の変容・喪失に伴う精神的苦痛の慰謝料を、帰還困難区域以外にも広げている。

(3) この点、旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点、旧一時避難要請区域、さらには、自主的避難等対象区域についても、程度の差はあれ、原発事故による生活基盤の変容があったことは間違いない。

いわき市のような自主的避難等対象区域においても、①帰還者各人（滞在者）も、放射性物質による影響をできる限り避けようと本来の自由な行動を抑制することを余儀なくされ、②第一次産業、観光業などを中心に、風評被害等が長期に続くことで、地域力が低下した中で生活を余儀なくされ、③さらには、強制避難者の最大の受け入れ自治体として、限られたインフラが大量の避難者の流入のために妨げられ、軋轢が生ずるなど、様々な点から、原発事故に起因して地域の「変容」が生ずるのがいわき市の実態である。

第2 1 に対し（いわき市の屋内退避区域には旧緊急時避難準備区域と同様の被害が見られたこと）

1. 3月12日に福島第一原発1号機が水素爆発を起こすなど、原発事故の状況が時間とともに深刻化していくなか、いわき市は、さらなる悪化を考慮し、福島第一原発から30 km、40 km、50 km圏内ごとの避難計画の作成を進め、市独自の判断に基づき、翌13日早朝には久之浜・大久地区の

住民に自主避難を要請した。また、3月15日9時30分には、同じく30km圏内にかかる小川町上小川戸渡地区（23世帯・57人）および川前町下桶売（志田名、荻）地区（46世帯・131人）の住民に自主避難を要請した。

2. 総理大臣より福島第一原発の半径20kmから30km圏内の住民に対する屋内退避指示が発令されたのは、3月15日11時のことであった。その後、4月22日に総理大臣より、福島第一原発の半径20kmから30km圏内の屋内退避指示の解除および「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」の設定に関する指示があり、なぜかいわき市全域が避難指示区域外とされた。
3. その後、川前町下桶売（志田名、荻）地区で、高い放射線量が観測される地点が確認されたことから、同年7月5日に市独自の措置として、当該地区を「市長が定める自主避難区域」に設定し、避難を希望される住民に、一時提供住宅の確保などの対応を行った。
4. 屋内退避区域とは、政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の屋内退避を指示した区域であり、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km以上30km圏内の区域である。屋内退避を1か月以上も続けることは不可能であるにも関わらず、「政府の屋内退避指示は、同年4月22日まで継続されたのである（政府も3月25日になってやっと、屋内退避区域の悲惨な状況を把握してか、第一原発から20キロから30キロ圏内の住民に自主避難を促した）。
5. 屋内退避の長期間の指示について、国会事故調の報告書では「その長期化によってライフラインがひっ迫し、生活基盤が崩壊した。それを受けて3月25日には、同圏の住民に自主避難が勧告された。政府は、住民に判断の材料となる情報をほとんど提供していない中、避難の判断を住民個人に丸投げしたともいえ、国民の生命、身体の安全を預かる責任を

放棄したと断じざるをえない」と断罪している。

6. 住民が安心して居住できる周辺環境であるというためには、除染が不可欠である。いわき市では、比較的線量の高い北部4地区（川前地区、久之浜・大久地区、小川地区、四倉地区）を優先的に除染すべき区域に定め、また、除染の対象施設としても市民の生活環境のほか、放射線の影響を受けやすい、子どもの生活環境（保育施設、教育施設、公園等）を優先的に実施し、住宅除染、道路除染などを実施してきた。しかし、北部4地域の除染が完了したのは、平成26年6年末のことであった。屋内退避指示が解除された平成23年4月22日の解除時点で、安心して帰った住民などいない。既に、主張したように、この地域では、子どもの人口減少、農業、漁業などの第一産業の減少、観光業の減少など、他の自主的避難等対象区域とは一線を画した被害が見られる。

以上